

令和6年第4回美唄市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年4月26日(金) 午前9時30分 ～ 午前9時50分

2 開催場所 美唄市役所市長会議室

3 出席委員 18名

会長 19番 畑 雄 二

会長職務代理 18番 田 中 政 幸

委員 1番 安 藤 直 樹 2番 千 葉 芳 枝

3番 五 十 嵐 勝 4番 山 田 和 正

6番 岩 間 秀 一 7番 貞 廣 樹 良

8番 赤 澤 良 一 9番 伊 藤 貢 三

10番 峯 崎 光 行 11番 鈴 木 英 昭

12番 吉 田 彰 13番 中 澤 裕 幸

14番 土 屋 典 昭 15番 太 田 秀 樹

16番 鈴 木 孝 典 17番 白 木 義 一

欠席委員（1名） 5番 長 谷 川 彰 徳

4 説明員 山下事務局長 ・ 長江農業振興係長 ・ 佐藤主事

5 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般報告

第4 議案第12号 現況証明願の件

第5 議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可の件

第6 議案第14号 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による
農用地利用集積計画決定の件

令和6年第4回農業委員会総会

議長	ただいまより、令和6年第4回 美唄市農業委員会総会を開会いたします。 これより、本日の会議を開きます。 この場合、次のとおり欠席通知がありましたので、報告いたします。 議席番号5番 長谷川彰徳委員は都合により欠席いたします。 つぎに日程の第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、議席番号2番千葉芳枝委員、3番五十嵐勝委員を指名いたします。 つぎに、日程の第2、会期の決定であります。今期総会の会期は、本日1日と致したいと存じますが、これに、ご異議ございませんか。
委員	(なしの声)
議長	ご異議なしと認めます。 よって会期は本日1日とすることに決定をいたします。 つぎに、日程の第3、諸般報告に入ります。 諸般報告については、記載のとおり朗読を省略いたします。 ご質問ございませんか。
委員	(なしの声)
議長	ないようでございますので、これをもって諸般報告を終わります。 つぎに、日程の第4、議案第12号、現況証明願の件を議題といたします。 事務局から説明を求めます。
長江係長	ただいま議題となりました議案第12号現況証明願の件についてご説明いたします。このことについて、証明の可否について審議を求めるものです。 調査員につきましては、峯崎委員を主任とする、鈴木英昭委員、吉田委員の3名により4月11日に現地調査を行いました。 申請理由は、地目変更登記のためです。 (議案朗読省略) なお、調査場所につきましては議案第12号資料のとおりとなっております。以上で説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、調査経過等について、峯崎委員から説明願います。
峯崎委員	4月11日に私と鈴木英昭委員・吉田委員の3名で現地調査を行いました。 調査地については、長年、農地として使用されていない状況のため、農地・採草放牧地以外と判断しました。 以上で調査経過の説明を終わります。
議長	ただいま、説明があった現況証明願の件について、質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委員	(なしの声)
議長	ご異議なしと認めます。 よって、本件のとおり、証明することに決定をいたします。

議	長	つぎに、日程の第5、議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可の件を議題といたします。 なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。番号1番、2番の審議を行いますので、伊藤貢三委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。 少々お待ちください。 (伊藤貢三委員 一時退席)
議 長	長 江 係 長	事務局から説明を求めます。 ただいま議題となりました議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可の件、番号1番、2番についてご説明いたします。 このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。 これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略) なお、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。場所につきましては、議案第13号資料1番、2番のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明があった農地法第3条第1項の規定による許可の件、番号1番、2番について質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委 議	員 長	(なしの声) ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり許可することに決定をいたします。 少々お待ちください。 (伊藤貢三委員 着席)
議 長	長 江 係 長	引き続き、事務局から番号3番について説明を求めます。 ただいま議題となりました議案第13号、農地法第3条第1項の規定による許可の件、番号3番についてご説明いたします。 このことについて、次のとおり申請があったので許可の可否について審議を求めるものです。 これは、当事者が農地または採草放牧地について、所有権の移転または権利の設定をする場合には、農業委員会の許可を受けなければならないこととなっていることから、その許可の可否について審議を求めるものです。 (議案朗読省略)
長	江 係 長	なお、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号に係る不許可要件には、該当しないものです。場所につきましては、議案第13号資料3番のとおりとなっております。 以上で説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明があった農地法第3条第1項の規定による許可の件、番号3番について質疑を行います。 これに、ご異議ございませんか。
委	員	(なしの声)

議	長	ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり許可することに決定をいたします。 つぎに、日程の第6、議案第14号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題といたします。 なお、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に該当する案件がございます。 番号1番の審議を行いますので、貞広樹良委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。 少々お待ちください。 (貞廣樹良委員 一時退席)
議 長	長 江 係 長	事務局から番号1番について、説明を求めます。 ただいま議題となりました議案第14号、旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番についてご説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。 利用権の設定の種類は所有権移転です。 (議案朗読省略) 番号1番の田の単価についてご説明します。令和5年度畑地化促進事業の対象となっているため、単価が低く設定されているものです。 なお、法人が利用権の設定等を受けるものであり、13ページ別添1調査書のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。場所につきましては、議案第14号資料番号1番のとおりとなっております。 また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては4月26日を予定しております。以上で説明を終わります。
議	長	ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番について質疑を行います。
委 議	員 長	これに、ご異議ございませんか。 (なしの声) ご異議なしと認めます。 よって原案のとおり決定をいたします。 少々お待ちください。 (貞廣樹良委員 着席)
議	長	引き続き、番号2番の審議を行いますので、赤澤良一委員は審議が終了するまで、一時退席をお願いします。少々お待ちください。 (赤澤良一委員 一時退席)
議 長	長 江 係 長	事務局から番号2番について説明を求めます。 ただいま議題となりました議案第14号、番号2番についてご説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。 利用権の設定の種類は所有権移転です。 (議案朗読省略)

個人が利用権の設定等を受けるものであり、14ページ別添2調査書のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては、議案第14号資料番号2番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては4月26日を予定しております。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号2番について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委員 (なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

少々お待ちください。

(赤澤良一委員 着席)

議長 引き続き、事務局から番号1番、2番以外について説明を求めます。

長江係長 ただいま議題となりました議案第14号、番号1番、2番以外についてご説明いたします。旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、美唄市より決定の求められた別紙の農用地利用集積計画について、議決を求めるものです。

利用権の設定の種類は番号3番から8番は所有権移転、9番から15番は賃借権設定、16番は使用貸借権設定です。

(議案朗読省略)

長江係長 番号3番及び4番の用悪水路の単価について説明いたします。

隣接する農地と一体的に利用されていることから、畑の扱いとして単価設定されているものです。

なお、番号8番、15番、16番は法人が利用権の設定等を受けるものであり、13ページ別添1調査書、番号5番から7番、9番から14番は個人が利用権の設定等を受けるものであり、14ページ別添2調査書、番号3番、4番は北海道農業公社が利用権の設定等を受けるものであり、15ページ別添3調査書、以上のとおり農用地利用集積計画は旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

場所につきましては、議案第14号資料番号3番から16番のとおりとなっております。また、農用地利用集積計画の公告の時期につきましては4月26日を予定しております。以上で説明を終わります。

議長 ただいま、事務局から説明があった旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画決定の件、番号1番2番以外について質疑を行います。

これに、ご異議ございませんか。

委員 (なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。

よって原案のとおり決定をいたします。

以上をもちまして、第4回農業委員会総会は閉会いたします。